

平成28年4月1日  
資源エネルギー庁

## 一般送配電事業者に対する接続契約の申込みについて

再生可能エネルギー導入促進関連制度改革小委員会報告書（平成28年2月）において、リードタイムの長い再生可能エネルギー発電設備については、認定取得前であっても、事業化判断後、発電設備の仕様等が提出可能な時期に接続申込みをできるようにすべきとの議論を踏まえ、一般送配電事業者において、以下の通り運用を行うこととなりました。

### ○接続申込みに係る運用の内容

一般送配電事業者に対する接続契約の申込みにおいて、固定価格買取制度の設備認定を受ける前であっても、太陽光を除く地熱、風力等のリードタイムの長い再生可能エネルギー発電設備については、事業化判断後、発電設備の場所・仕様等の情報が提出可能な時期に接続申込を受け付けることとなります。

なお、接続申込みに対して一般送配電事業者から承諾があった場合には、工事費負担金契約の締結等の手続きを速やかに行う必要があります。また、接続工事の内容が変更されるような接続申込みの変更や、環境アセスの実施等により事業が取り止めとなる場合、接続申込みに対する回答を行うために必要となる情報を提供しない場合等については、接続申込みが取り消される場合があります、その場合は再度の接続申込みが必要となります。

注意：固定価格買取制度に基づいて売電を行うためには設備認定が必要です。

以上